



令和3年12月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和3年12月23日(木) 午後13時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 19番 清水 敏明 委員
議席番号 1番 飛澤 正志 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
出席	5	栗林 俊男	
出席	6	増山 正一	
出席	7	小林 喜代春	
出席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
出席	10	中原 義行	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	石田 慶子	
出席	14	足立 久子	
出席	15	小林 嘉之	
欠席	16	酒井 智恵子	
欠席	17	齊藤 正人	
出席	18	廣瀬 公一	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



事務局長	<p>皆さんお疲れ様です。12月の大変お忙しい中お疲れ様です。年内最後の総会になるかと思えます。それでは12月の農業委員会総会を始めます。それでは会長挨拶。松永会長お願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん大変ご苦勞様でございます。過日の農地相談、19日には太田地区の将来を考える会ということで、お忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。昨日ですが、米の目安値、これが北信協議会で飯山市にも配分されました。前年はそれぞれ地域間調整等で目標は達成されたわけですが、すでにご存じのように、今年は全体的では作況が101ということでございます。持ち越し在庫は前から言っているように200万トンが適正だということになっておりますが、17万トンをオーバーしているということでございます。米の消費量は年々ご存じのように10万トンずつ全国では減っているというような状況の中で、米価も87%になっている状況だそうです。これを受けまして転作強化ということで全国では3%前年より生産を減らすということになっておりますが、長野県の基準に基づきまして、今年、飯山市には生産数量目標値6,300トン、面積換算で1,119ヘクタール米を作ってよい面積となります。昨年は目安値が6,534トンで1,156ヘクタールでした。前年に比較して、目安値では234トンの減、面積では41.6ヘクタール減らす。地域間調整を考慮すると、さらに減って49.6ヘクタールを減らさなくてはならないということになります。</p> <p>今までも地区協議会を通じてそれぞれ皆さんにご理解をいただいて配分して参ったわけでございます。基本的には水田全部に米を作付けしようということで、加工米を中心に対応してきましたが、酒やその他の加工原料としての需要も減っている中で、加工だけで対応するのはかなり難しいのではないかと、という見通しでございます。飯山市の再生協議会で最終的に方針が出されると思えます。その対策としては、米を作っていくには、飼料用米と輸出米ということでございます。飼料用米の取り組みについてはなかなか難しい現状で、今後できることは輸出用米でどのくらい突破できるのかなあと思えます。ほかの高収益作物に転換するという手もありますが、なかなか飯山市の田においては湿田ということで条件が厳しいので、やはり基本的には米を作りながら何かそれを達成する方法がないかと検討していかなければならないと思えます。また会議がありますので、皆さんそれぞれ知恵を出し合ってこれに対応していただくようお願いいたします。それでは農地審議の議案が厚くありますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>



議長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	欠席委員は酒井委員さん、齊藤委員さんです。
議長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。
	<p>それでは、議席番号19番 清水委員さん、1番 飛澤委員さんをお願いいたします。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	【 受付番号 34～35番 議案書をもとに説明 】
議長	先月の申請について審議の結果保留となったものですので、このように取り下げたことにつきまして採決をとります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。
議長	次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、14件です。</p> <p>議案第2号について、受付番号38番から51番は所有権の移転に関する件になります。</p> <p>【 所有権移転 受付番号38番～51番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>受付番号38番から51番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました</p> <p>それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。</p> <p>38番の補足説明をお願いします。</p>



15番	降雪のため現場まで行くことができませんでした。夏場の状況としては、その辺りは遊休地だったと思います。事務局の説明のとおりです。〇〇さんは障がいはまだ残っていますが、徐々に良くなっており、できれば耕作をしたいとの話です。
議長	39番の補足説明をお願いします。
7番	譲渡人の〇〇さんは90歳を過ぎていて、もう田はできないということで、親戚の〇〇さんに相談したら「やります」ということになったそうです。特に問題はありません。
議長	40、41番の補足説明は先月の審議の際に説明をしてありますので省きます。42番の補足説明をお願いします。
15番	譲受人〇〇さんは民宿を経営。長期間貸借をしていましたが、〇〇さんが高齢になり売買することになりました。降雪で現場には行っていませんが特に問題はありません。
議長	43番～46番の補足説明をお願いします。
9番	43番 今まで他の人に耕作してもらっていた。 44番 周りも売ることになり将来的にも荒らすようになってしまうため 45番 小麦を作っていたが将来的に続けていくことは難しいため 46番 畑は耕作しておらず荒れている。 現場は降雪のため見ていません。
20番	47番ですが、隣に譲受人の〇〇さんの畑があるということです。 48番は、譲受人〇〇さんの畑の隣が譲渡人〇〇さんの畑。面積は少ないが荒れているので〇〇さんが買うことになったということです。
議長	49番～51番補足説明をお願いします
4番	先月と先々月に住宅建設のための5条申請で承認されたものです。今回はその宅地の周りに家庭菜園を作りたいとのことで購入しましたので、特に問題はありません。
議長	ご意見ご質問等がありましたらお願いします。 ないようでしたら採決をいたします。 受付番号38番～51番については申請どおり賛成の方は挙手をお願いします。



	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第4条の許可申請は1件。 【受付番号 2番 議案書をもとに朗読と説明】
20番	2番補足説明します。 都市計画の用途地域ということですので、問題ないかと思えます。
議長	ご意見ご質問がありましたらお願いします。
11番	農振であって都市計画で使っているというところですが・・・
事務局	基本あってはならないです。農振が除外されないままになっていたということです。農業を振興する土地か、都市計画を振興する土地かというのは本来なら区別されているはずですが、通常だぶらなくなってきています。正しくした場所です。
議長	他に質問ありますか？ないようでしたら採決をいたします。議案第3号農地法第4条の許可申請について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	続いて議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は1件。 【受付番号 14番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	14番の補足説明をお願いします
6番	積雪があり見ることはできませんでした。耕作はしていないので農振地域



<p>議長</p>	<p>ではありません。本人の土地ではあるが会社が使用するという事です。 ご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>太陽光パネル設置向け、周りの農地の方の同意というか説明はどうされているのですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>地権者の同意書を確認しています。地区への説明会も行い地元の協定書も提出していただいで確認しています。</p>
<p>11番</p>	<p>あくまで営農型ではなくて。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。営農型ではないです。</p>
<p>11番</p>	<p>営農型でないのなら周りを囲まないといけなくなりますね。確認してありますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>今回はフェンスの申請はありません。フェンスが必須というわけではなく低圧です。</p>
<p>11番</p>	<p>土地の有効活用ということを考えると、これはありだと思いますが。結局地主さんが泣くということにならないように業者の方としっかり話をさせていただかないと、あとのメンテナンス費用が年々高くなっていくと思いますので、そうした場合どういう形になっていくのか、誰が負担するのか、ということもしっかり決めた方がいいと思います。外様では、設置した業者が関東の業者であって、管理者になっているが、いつ管理していつみているのかという状態で、4年位経っているが、その経過について区の方でもめたこともありました。そういう案件が出てきた場合、どのように対応するか考えた方がいいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>許可申請の中では、地主と借主についてはあまり立ち入ることはできません。県の指導では、事業者が隣地に同意をとるように、集落との協定を結ぶようお願いしています。</p>
<p>11番</p>	<p>市としてどういう方向性で対応するのか、農業委員に任せられても責任とれないということにもなるので。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業委員会としては、農地法に照らし合わせて許可するかしないかという意見をつけるというのが農業委員会の立場であって、それを越えると裁判になりかねないです。庁内では関係各課でやりとりします。それぞれの部署で、それぞれの意見を聞いてききます。</p>



<p>議長</p>	<p>地主と事業者が経営についてそれでやるとなったら、あとは農地法の規定に沿い、隣接地の影響等農業に差し障りがあれば許可できないという案件になるけど、それがなければ農業委員会が口出しをする必要はないと思われれます。</p> <p>他にご意見はありませんか。</p> <p>それでは採決をいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 407番～507番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 508番～520番 所有権移転 (経営基盤法) 受付番号 521番～522番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」</p>



は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

19番 _____ 清水 敏明

1番 _____ 飛澤 正志